

島根県令和4年度9月補正予算

中小企業団体経営基盤緊急強化支援事業費補助金

<昨今の原油価格・原材料価格高騰対策として、緊急予算措置されました>

組合・団体を対象に、原油価格・原材料価格高騰の影響を受けている中小企業者のコスト削減や生産性向上に資する事業を支援いたします。

対象者

原油価格・原材料価格高騰の影響を受けている島根県内に主たる事業所を有する以下の団体

- ◎事業協同組合 ◎事業協同小組合 ◎企業組合 ◎協業組合 ◎商工組合 ◎商店街振興組合
◎生活衛生同業組合 ◎社団法人(ただし、社団法人構成員の2分の1以上が中小企業者である者に限る)

対象事業

- ・ 原油価格・原材料価格高騰対策として、コスト削減や生産性向上に資する事業であること。
- ・ 団体の定款に定めのある事業であること。
- ・ 個社ではなく団体で行うことによるスケールメリットがある事業であること。

補助対象経費等

事業区分	補助対象経費	補助率及び補助限度額	補助対象期間
ハード事業	原油価格・原材料価格高騰対策として、コスト削減や生産性向上に資する設備導入費、設備更新費、ソフトウェア導入費、その他必要と認められる経費	[補助率]1/2(団体構成員の2/3以上が小規模事業者である場合は2/3) [補助上限額]20,000千円 [補助下限額]500千円	令和5年 2月28日 まで
ソフト事業	原油価格・原材料価格高騰対策として、コスト削減や生産性向上に資する専門家指導費、調査費、その他必要と認められる経費	[補助率]1/2(団体構成員の2/3以上が小規模事業者である場合は2/3) [補助上限額]4,000千円 [補助下限額]200千円	

※事前着手申請制度により承認を受けた場合は、令和4年9月8日以降に契約した設備等が補助対象となります。※燃料や原材料そのものの購入は補助対象外です。

公募期間 令和4年10月12日(水)～10月31日(月) 17:00 ※必着

申請方法 所定の様式に必要事項を記載の上、下記申請先までご提出ください。

採択方法 審査委員会による審議を経て、採否を決定いたします。

<詳細は島根県中央会のホームページより、交付要領等をご参照ください>

お問合せ先：島根県中小企業団体中央会 連携支援課 (担当:恩田・藤原)
TEL:0852-21-4809 FAX:0852-26-5686
e-mail: webmaster@crosstalk.or.jp

島根県中央会

検索